

船舶事故調査報告書

令和2年6月3日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和元年12月2日 09時40分ごろ
発生場所	鳴門海峡（大鳴門橋北西方沖） 孫崎灯台から真方位346° 1.3海里（M）付近 （概位 北緯34° 15.6′ 東経134° 38.2′）
事故の概要	漁船 ^{だいいち} 大一丸は、漂泊中、また、漁船 ^{まつおか} 松岡丸は、南東進中、両船が衝突した。 大一丸は、船長が負傷し、機関室出入口扉の破損等を生じ、また、松岡丸は、船長が負傷し、船首船底部のスカッパーに破損を生じた。
事故調査の経過	令和元年12月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 大一丸、1.4トン T O 3 - 1 8 9 0 1（漁船登録番号）、個人所有 8.55m（Lr）×1.80m×0.65m、FRP ディーゼル機関、169kW（動力漁船登録票による）、平成5年7月20日 B 漁船 松岡丸、1.1トン T O 3 - 1 6 8 2 2（漁船登録番号）、個人所有 8.39m（Lr）×1.85m×0.64m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和61年10月18日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年3月10日 免許証交付日 平成31年2月27日 （令和6年5月16日まで有効） B 船長B 男性 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年3月10日 免許証交付日 平成31年2月27日 （令和6年6月13日まで有効）
死傷者等	A 重傷 1人（船長A）

	B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 機関室出入口扉が破損、マストが折損 B 船首船底部のスカッパーが破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 北西流約0.8ノット（kn）
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、令和元年12月2日07時00分ごろ大鳴門橋北西方沖1.5M付近に到着し、主機を微速力前進として右舷後部から海中に漁具を投入し、船首を北東方に向け、北西方へ航行しながら手釣りによる一本釣り漁を行っていた。（写真1参照）</p>  <p>写真1 A船</p> <p>船長Aは、後部甲板の右舷側に座り、左手でスロットルレバー及びクラッチレバーを操作し、右手で釣り糸をつかんだ状態で操業していたところ、漁場を通過したので海中から漁具を揚げて魚を回収することとし、主機を停止し、船尾部の舵棒を操作して右転し、船首を南東方に向けた。（写真2～3参照）</p>   <p>写真2 A船後部甲板1</p> <p>写真3 A船後部甲板2</p>

船長Aは、09時37分ごろ目視で周囲を確認したところ、船舶が点在していたものの、A船から遠距離であったので、周囲に操業に支障を来す他船はいないと思い、漁具の揚収を開始し、後部甲板の右舷側で右舷方を向き、漁具を手繰ってかかっている魚を取り外していたところ、09時40分ごろB船の船首部がA船の後部甲板に衝突して乗り上げた。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、06時30分ごろ大鳴門橋北西方沖1.5M付近に到着し、北西方へ流されながら手釣りによる一本釣り漁を行っていた。(写真4参照)



写真4 B船

船長Bは、漁場を通過して魚を揚げた後、漁具の投入場所まで戻ることとし、目視で周囲を確認したところ、遠方に船舶が点在していたものの、ふだんよりも船舶が少なく、また船首方には他船を見掛けなかったため、前路に他船はいないと思い、スロットルレバー、クラッチレバー及び舵棒を操作しやすい後部甲板の右舷側の物入れの中に立った状態で、09時30分ごろ南東進を開始した。(写真5～7参照)



写真5 船長Bの操船状況(再現)

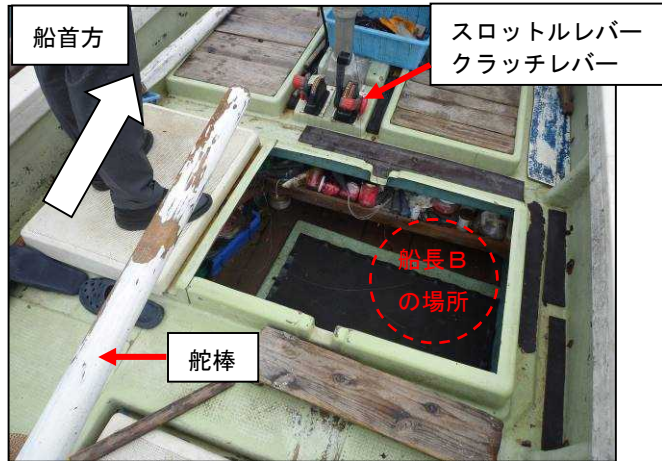


写真6 物入れ

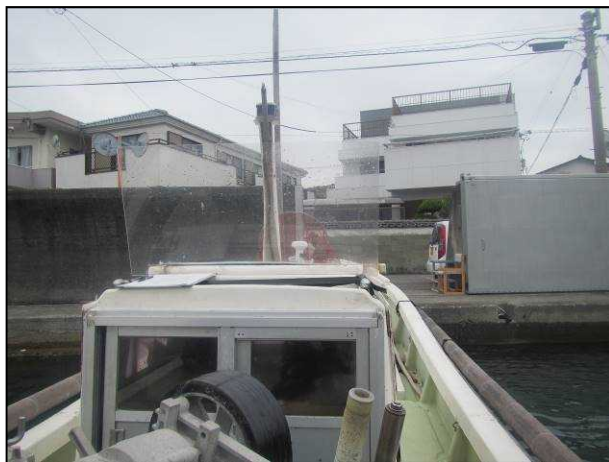


写真7 船長Bの操船場所からの船首方の見通し状況（停船時）

船長Bは、B船の船首が浮上して船首方に死角が生じた状態で、スロットルレバー、クラッチレバー及び舵棒を操作して約7knの対地速力で南東進中、船体に衝撃を感じ、A船と衝突したことを知った。

船長Bは、B船を後進させてA船から離れた後、B船の船尾部とA船の船首部をロープで連結してA船をえい航し、徳島県鳴門市の両船の係留場所に戻った。

船長Aは、帰宅後に体の痛みがひどくなったので、119番で救急車を要請し、消防から海上保安庁に本事故の発生が通報された。


船長Aは腰椎横突起骨折、船長Bは上口唇部挫創とそれぞれ診断された。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

A船が投入していた漁具は、全長が約120mで1本の幹系に30本の枝系及び疑似餌が取り付けられており、本事故当時、船長Aは、10本目の枝系にかかっていた魚を取り込んだところで、まだ20本の枝系が海中に残っていた。

B船は、約7knの速力で航行すれば船首が浮上し、船長Bが物入れの中に立って正船首方を見た時、正船首を中心に右舷約10°から

	<p>左舷約10°までの範囲に死角が生じていた。</p> <p>船長Bは、船首方の死角にA船が入っていたので、衝突するまでA船に気付かなかったのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、本事故当時、船舶が少なかったので、スロットルレバー、クラッチレバー及び舵棒を操作しやすい後部甲板の物入れの中に立って操船していたものの、船舶が多い時は周囲の見通しが良い甲板上に立って操船していた。(写真8参照)</p>  <p>写真8 甲板上での操船場所(再現)</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、大鳴門橋北西方沖で漂流中、船長Aが、周囲に操業に支障を来す他船はいないと思い、操業に集中していたことから、後方から接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、目視で周囲を確認した際に船舶が点在していたものの、A船から遠距離であったことから、周囲に操業に支障を来す他船はいないと思い、漁具の揚収を開始し、かかっている魚を取り外すことに集中していたものと考えられる。</p> <p>B船は、大鳴門橋北西方沖を約7knの速力で船首が浮上した状態で南東進中、船長Bが、前路に他船はいないと思い、船首方に死角が生じる場所で操船していたことから、前路で漂流中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、南東進を開始する前、目視で周囲を確認したところ、遠方に船舶が点在していたものの、ふだんよりも船舶が少なく、また船首方には他船を見掛けなかったことから、スロットルレバー、クラッチレバー及び舵棒を操作しやすい後部甲板の物入れの中に立って操船していたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、大鳴門橋北西方沖において、A船が漂流中、B船が南東</p>

	<p>進中、船長Aが、周囲に操業に支障を来す他船はいないと思い、操業に集中しており、また、船長Bが、前路に他船はいないと思い、船首方に死角が生じる場所で操船していたため、互いに接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船場所によって船首方に死角が生じている場合、船首を左右に振ったり、見張りの場所を変えたりして、常時、死角を補う見張りを適切に行いながら航行すること。 ・ 漂泊して操業している場合において、接近する他船はいないと思わず、常時適切な見張りを行って接近する他船の早期発見に努めること。

付図1 事故発生場所概略図

